

## 越谷市と小鹿野町との森林整備の実施に関する協定書

越谷市（以下「甲」という。）と小鹿野町（以下「乙」という。）は、甲が乙所有の森林において森林整備を実施することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙が所有する森林において森林整備（植樹、下草刈り、枝打ち、間伐、除伐等の森林保全業務をいう。以下同じ。）を実施することにより、森林の保全及び地球温暖化対策の推進を図るとともに、森林を活用した自然体験を伴う保健・教育・文化的・観光交流事業を実施し、甲乙相互の交流の促進を図ることを目的とする。

### （協定の対象区域）

第2条 この協定の対象となる区域（以下「こしがや・おがの交流の森」という。）は、甲乙協議の上、定めるものとする。

### （森林整備の実施）

第3条 甲は、乙との協議の上「こしがや・おがの交流の森」において森林整備を実施し、乙は、これに協力するものとする。

2 甲及び乙は、森林整備を実施するにあたっては、年度毎に、実施方法、実施時期等を定めた計画を甲乙協議の上、策定するものとする。

3 甲は、この協定の有効期間内において、前項の計画に基づき、予算の範囲内で森林整備を実施する。

4 森林整備を行うために要する費用の負担割合は、甲乙協議の上、

決定する。

(交流事業の実施)

第4条 甲は、「こしがや・おがの交流の森」において、植樹等の体験による住民の環境学習その他の交流事業を実施し、乙は、これに協力するものとする。

2 前項の交流事業の実施に係る日程等の詳細な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(交流活動の場)

第5条 甲は、「こしがや・おがの交流の森」を、甲乙間の交流活動の場として使用することができる。

2 乙は、甲に対し、前項の規定による使用に関し、使用料等その他の対価を求めない。

(二酸化炭素吸収量)

第6条 甲は、この協定による森林整備活動により得られる二酸化炭素吸収量について、埼玉県から森林CO<sub>2</sub>吸収量の認証を受け、甲の区域内において発生する二酸化炭素排出量と相殺することができる。

(乙の協力)

第7条 乙は、本協定の目的の達成に関し、次に掲げる事項に協力するものとする。

(1) 甲が行う森林整備活動に関すること。

(2) 甲が行う埼玉県への森林CO<sub>2</sub>吸収量認証申請及び森林整備に係る補助金等の事務手続に関すること。

(3) その他本協定の目的を達成するために必要なこと。

(区域の管理)

第8条 「こしがや・おがの交流の森」の管理は、甲乙が相互に連携を図りながら、協力して行うものとする。

2 甲及び乙は、「こしがや・おがの交流の森」において工作物の設置又は撤去その他の現状の変更をしようとするときは、甲乙協議の上、実施するものとする。

(立木及び木材の所有権及び取扱い)

第9条 この協定により植栽し、又は育成された立木の所有権は、乙に帰属する。

2 この協定により伐採した木材の所有権は、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 乙は、協定期間内において、やむを得ない理由により植栽した立木を伐採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめ、甲と協議するものとする。

4 天災その他甲及び乙の責めに帰することができない事由によって立木の生育に支障を来した場合の当該立木の取扱いについては、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和5年5月1日から令和10年3月31日までとする。

2 甲及び乙は、前項の有効期間の満了後も引き続きこの協定を継続しようとするときは、当該有効期間の満了前に、甲乙協議の上、所要の手続をとるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第 1 1 条 この協定を変更し、又はこの協定を前条の有効期間の中途において廃止しようとするときは、甲乙の合意によらなければならない。

(協議)

第 1 2 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定成立の証しとして、本書 2 通を作成し、甲、乙が署名押印の上、各 1 通を保管する。

令和 5 年 5 月 1 日

甲 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目 2 番 1  
越谷市  
越谷市長 福田 晃

乙 埼玉県秩父郡小鹿野町小鹿野 8 9 番地  
秩父郡小鹿野町  
小鹿野町長 森 真太郎